

●ごみの出し方について

■ごみは有料です

置賜地区3市5町のごみは、置賜広域行政事務組合で共同処理をしています。平成11年4月、千代田クリーンセンター焼却施設稼働と同時に指定袋によるごみの有料化となりました。袋によるごみの有料化は、多量のごみを出す人は負担が大きくなります。ごみを出す量に応じて処理費用の一部を公平に負担していただくことを目的として実施しています。

■指定ごみ袋の種類

収集所にごみを出す場合は、下記の指定ごみ袋に入れて出してください。袋に入らないものは、大型ごみとしてステッカーを貼って出すか、長井グリーンセンターへ自己搬入してください。(大型ごみはハガキによる申込制で、指定日に回収します。)

	可燃ごみ袋	不燃ごみ袋	資源ごみ袋	
			プラスチック容器・袋類	ペットボトル
袋				
1枚の値段	大袋……40円 小袋……25円	大袋……40円 小袋……25円	大袋……40円 小袋……25円	

※在庫がなくなり次第、可燃ごみ・不燃ごみの小袋の色が上記のように統一される予定です。今までのごみ袋は引き続き使用できます。詳しくは広報等でお知らせいたします。

■ごみ収集所にごみを出す際のルール

収集所は、地区や衛生組合で管理されています。以下の点に注意してください。

- 住まいの地区の収集所に出しましょう
他の地域に出すと、回収日の違いなどから他の地域の方に迷惑がかかります。
- ごみは回収日の朝8:30まで出してください
回収日以外に出したり、8:30過ぎに出すと、回収できず取り置きになる場合があります。回収日は「ごみカレンダー」をご覧ください。
- 袋には、地区名、氏名(フルネーム)を必ず記入してください
分別がされていないと回収できず、取り置きせざるを得ません。残された袋は各自責任を持って持ち帰りもう一度分別し直してから出してください。無記名で出すと、収集所に分別の悪い袋が残され、地区の方に迷惑がかかります。きちんと分別し、名前を記入し、自分のごみには責任を持って出すようお願いします。
- ごみ収集所の美化・管理にご協力を
散乱防止のため、ごみ袋の口はしっかり縛ってください。(ガムテープは不可。)
生ごみを出す場合は水切りをしっかりと、袋が裂けないように丁寧にしてください。(袋が裂ける場合があります。)
ごみを出す際に、収集所を汚した場合は掃除してください。
冬期は、雪のため扉が開けにくくなります。地区での除雪をお願いいたします。

可燃ごみ

■指定可燃ごみ袋に入れてください

- 指定の袋以外のものは収集できません。
- 地区名、氏名(フルネーム)を必ず記入する。
- 袋の口は両端を縛り、ガムテープは貼らない。

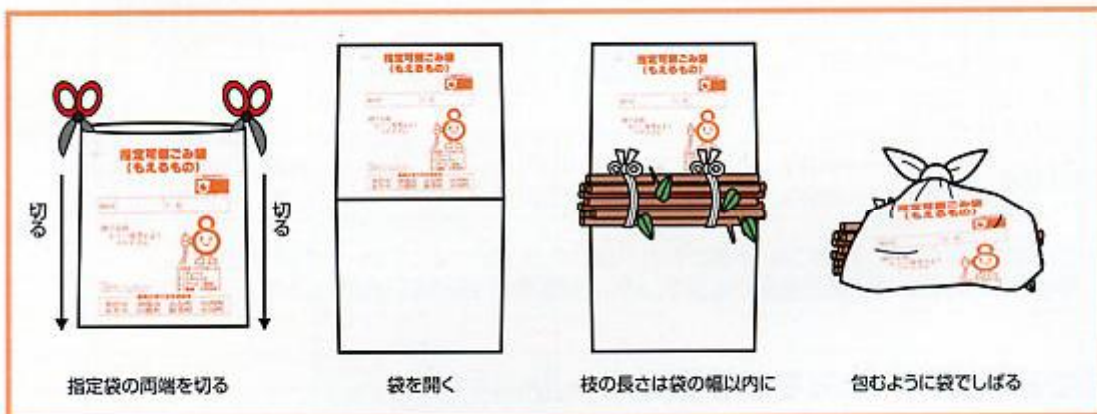


■指定袋に入らないものは大型ごみになります

- 大型ごみの回収は、ハガキによる申込制
- 回収期間以外は、直接長井クリーンセンターへ自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼する。(11、16ページをご覧ください。)

■庭木の剪定枝や木くずの出し方

- 可燃ごみの袋に入れるか、長さ50cm程度に裁断し、ひも等で束ね、可燃ごみ袋の両脇を切り開き包んで出す。



■生ごみは十分な水切りを

- 生ごみを可燃ごみとして出す場合は十分に水切りをする。
(ごみの重さが減るとともに、収集作業中の飛散も少なく、施設で効率よく焼却できる)
- 生ごみはできるだけ堆肥化にご協力を。

■収集運搬途中や、処理施設で火災が発生しています!!

- 家庭用火火、未使用のマッチなどは、水に浸し、湿らせた新聞紙等に包んで出す。

■可燃ごみの特例

- カセットテープ、ビデオテープ(破砕機に絡まり、故障の原因となりやすいため)
- 食用油のボトル(水で洗うことは難しいので、洗わずにそのまま可燃ごみ)

指定不燃ごみ袋に入れてください

- 指定の袋以外のものは収集できません。
- 地区名、氏名(フルネーム)を必ず記入する。
- 袋の口は両端を縛り、ガムテープは貼らない。

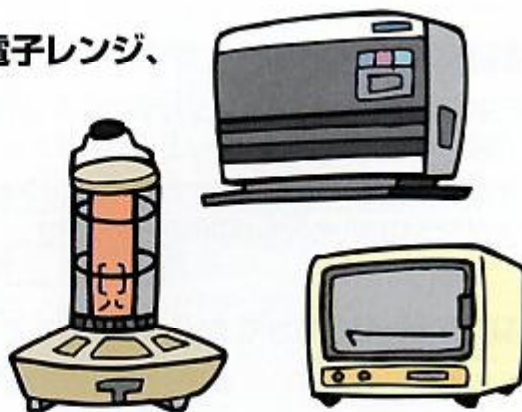


指定袋に入らないものは大型ごみになります

- 大型ごみの回収は、ハガキによる申込制
- 回収期間以外は、直接長井クリーンセンターへ自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼する。(11、16ページをご覧ください。)

ストーブ、石油ファンヒーター、電子レンジ、除湿機は小さくても大型ごみへ

- 乾電池は必ず取りはずす。
- 灯油は抜いて空にする。



収集運搬途中や、処理施設で火災が発生しています!!

- ガス缶やスプレー缶は、使い切って必ず穴を開け、ガスを抜いてから出す。
- ライターは使い切ってから不燃ごみ。ガスコンロ、湯沸し器等の乾電池は必ずはずす。



割れものや、刃物の出し方

- 包丁やナイフ等の刃物類、ガラス製品や陶磁器類で割れたものは、新聞紙等に包み指定不燃ごみ袋に入れて出す。包みには、「危険」と記入する。



● プラスチック容器・袋類

■ 指定資源ごみ袋に入れてください

- 指定の袋以外のものは収集できません。
- 地区名、氏名(フルネーム)を必ず記入する。
- 袋の口は両端を縛り、ガムテープは貼らない。



■ プラスチック容器・袋類の見分け方

- 右のような識別表示マークがついているプラスチック製容器包装が対象



容器包装は、

「容器」(ボトルや袋のように商品を入れるもの)と
「包装」(包装紙や外装フィルムのように商品を包むもの)で、
商品が消費されたり取り出されたあと不要となるものが対象

■ 二重袋にはしないでください

- 指定資源ごみ袋の中に、袋(レジ袋など)に入れて出される場合があります。千代田クリーンセンターリサイクルプラザでは、手選別により対象外のもの除去しています。二重にすると、作業効率が非常に悪くなるばかりか、中身が見えないため分別が悪くなりがちです。



■ 汚れはきれいに洗ってから

- 汚れを落とし、水洗い → 水切りをして指定資源ごみ袋へ

食品などの異物が付着しているとリサイクルできません。

水洗いしにくいもの、きれいにするのに手間がかかるものは洗わずに可燃ごみに出してください。

■ 洗うのが大変な場合は、洗わずに可燃ごみ

- ラップ・食用油のボトル・マヨネーズやケチャップ、歯磨き粉のチューブ納豆のパック・洗剤等の詰め替え袋・ソースやたれの小袋などは可燃ごみ



■ 間違いやすい分別

食用油のボトル → 可燃ごみへ



結束用バンド → 可燃ごみへ



プラスチック製品 → 不燃ごみへ

(プランター・バケツ・おもちゃ・弁当箱など)

● ペットボトル

■ 指定資源ごみ袋に入れてください

- 指定の袋以外のものは収集できません。
- 地区名、氏名(フルネーム)を必ず記入する。
- 袋の口は両端を縛り、ガムテープは貼らない。



■ ペットボトルの見分け方

- 右のような識別表示マークがついているボトルのみが対象
主に飲料、酒類(みりん(焼酎含む)、しょうゆ)のボトルなど
- マークはラベルや容器の側面、底部に表示されています。



■ ペットボトルを出す際の留意点



■ 汚れているもの、キャップがついたものは、収集できません

食品などの異物が付着しているとリサイクルできません。
千代田クリーンセンターリサイクルプラザでは、収集したペットボトルを手選別し、圧縮・梱包しています。キャップがついていると処理に手間がかかりますので、キャップは必ずはずしてください。

■ 間違いやすい分別



古紙・布類

古紙



種類ごとに分け、そのまま紙ひもで十字にしばって出してください

- ガムテープやビニールひもではなく、紙ひもを使用する。
紙ひもだと、古紙と一緒にそのまま資源となります。

濡れないように透明な袋に入れる

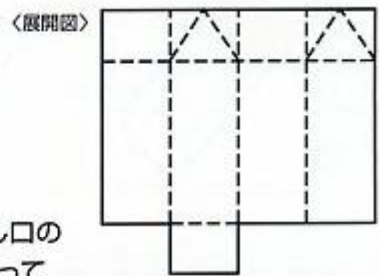
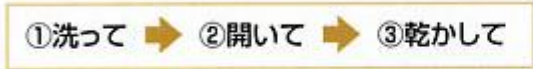
- 屋根のない収集所や雨天時に出す場合は、濡れないように透明な袋に入れる。

古紙回収袋には入れないで

- 回収袋には入れず、そのまま紙ひもでしばって出す。
(古新聞・チラシ類は袋に入れると、中身が見えず分別が悪くなるため)

紙パックは、洗って、開いて、乾かしてリサイクル

- 牛乳パックやジュースパックには右記のような識別マークがついています。
- 汚れているものや、中が銀色(アルミコーティング等)の紙パックは可燃ごみ(生クリームのパックなど)
- スーパー等での店頭回収にもご協力を。



その他紙製品

- お菓子の箱、靴などの箱、ティッシュペーパーの空き箱(取り出し口のビニールははずす)、封筒などはたたんで、紙ひもで十字にしばって出す。

古紙として出せないもの

- 窓付き封筒(窓部分がセロファンでできているもの)、カーボン紙、防水紙、ファックス用紙、感熱紙、写真、写真のネガ、ビニールコート紙

布

中身が見えるようにひもでしばり、透明な袋に入れてください

布として出せないもの

- スキーウェアやアノラックなど綿や羽毛が入っているもの、皮製品、くつ下やハンカチなど小さなもの、座布団、ポロ布、雑巾、雨ガッパ、電気毛布、セーター、毛糸などはすべて可燃ごみ



古着

指定袋に入らないものは大型ごみ

- 布団や、大きな座布団など
- 大型ごみの回収は、ハガキによる申込制
- 回収期間以外は、直接長井クリーンセンターへ自己搬入するか、一般廃棄物収集許可業者へ依頼する。



毛布・敷布・タオル類

ボタンやファスナーは、取りはずす必要はありません

● 空き缶



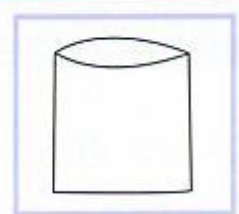
ジュースやビール缶



缶詰・ミルク缶



菓子・のり缶



無色透明の袋

■ 袋は無色透明で。地区名、氏名(フルネーム)を必ず記入してください

- 袋の指定はありません。市販の無色透明の袋には、記名欄がありませんのでご注意ください。

■ 飲み残しや汚れがないように洗ってください

- 中身を捨てて、サッと水洗いする。缶詰の缶などは油污を拭きとってから水洗いする。

■ 空き缶として出せないもの

- 吸がらなどが入った缶、スプレー缶、ガス缶、油缶、オイル缶、ペンキ缶は、すべて不燃ごみ

● ガラスびん



食品びん



飲料びん



調味料のびん



指定のコンテナ

■ 指定のコンテナに入れて出します

- 収集所のコンテナに割れないように入れる。
背の高いびんは横にしてコンテナに入れる。(コンテナは重ねて運搬するため)

■ キャップやふたははずして水洗いして出してください

- 王冠やキャップははずして、不燃ごみへ。
プラスチック製容器包装のマークのあるキャップは、プラスチック容器・袋類へ。
びんの口についているものは、取れる範囲ではずし、はずれなければそのまま出す。
- 中は完全に出し、必ず水洗いする。
- ラベルやシールは貼ったままで構いません。

■ リターナブルびん(一升瓶・ビールびん)はなるべく販売店の回収へ

■ 汚れのひどいびんや割れたびんは不燃ごみへ

- 割れたびんは、新聞紙等に包み指定不燃ごみ袋に入れて出す。包みには、「危険」と記入する。

■ ガラスびんに出せないもの

- 油の入っていたびん、化粧品びん、ドレッシングびん、
ガラス食器類、耐熱ガラス製品、割れたびん、農薬等の劇物の入ったびん
- 耐熱ガラス調理器具
電子レンジ用オープン皿、なべ、なべ蓋、コーヒーサイフォン、
哺乳びんなどは不燃ごみへ。



● 大型ごみ

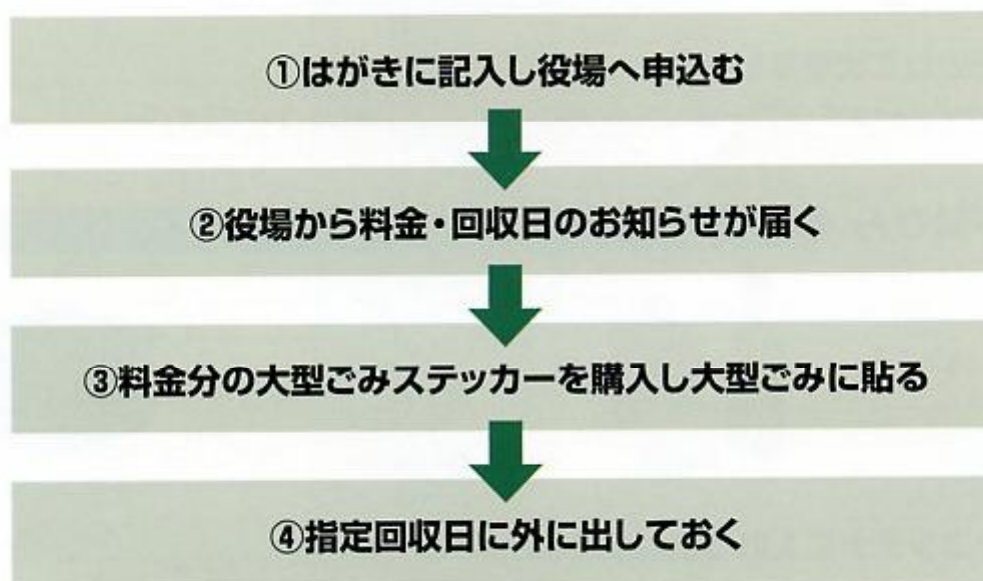
■指定ごみ袋に入らないものは、すべて大型ごみです

■ストーブ、石油ファンヒーター、電子レンジ、除湿機は小さくても大型ごみです

- 灯油は抜いて空にし、着火のための乾電池も取りはずす。

■有料・個別回収します（事前申込が必要）

- 指定の申込はがき(往復はがき)で申込みします。(電話での申込はしていません)
品目により料金が異なりますので、料金、回収日は返信はがきにてお知らせいたします。



■大型ごみのステッカー(証紙)は、指定ごみ袋取り扱い店で販売しています

- 指定ごみ袋(可燃・不燃・資源)の販売店で購入する。
(JA山形おきたま各支店、町内指定ごみ袋取り扱い店、ホームセンター、スーパーなど)

■テレビ・冷蔵庫(冷凍庫含む)・エアコン・洗濯機の4品目は回収できません

- 家電リサイクル法の施行により、ごみとして受付できません。P13 家電リサイクルについてをご覧ください。

■パソコンはメーカーのリサイクル窓口に申し込みます

- 「資源有効利用促進法」によりデスクトップパソコン・ノートパソコン・CRTディスプレイ・液晶ディスプレイはごみとして受付できません。P12 パソコンリサイクルについてをご覧ください。

有害ごみ

■蛍光管、蛍光灯

- 回収日:可燃ごみの日

割らずにひもでしばって出す。(袋に入れる必要はありません)
割れた場合は、無色透明な袋に入れて出す。



蛍光管・蛍光灯

■乾電池

- 回収日:可燃ごみの日

無色透明な小袋に入れて出す。(袋の指定はなし)他の不燃ごみと一緒にしない。
地区名、氏名(フルネーム)を必ず記入する。

ボタン電池、ニッカド電池、充電式電池などは販売店の回収にご協力を。



乾電池



水銀体温計



鏡

■水銀体温計・鏡

- 回収日:可燃ごみの日

無色透明な小袋に入れて出す。(袋の指定はなし)他の不燃ごみと一緒にしない。
地区名、氏名(フルネーム)を必ず記入する。

動物の死体

■ペット(犬・猫)の死体の焼却を希望される場合は、長井クリーンセンターへ自己搬入してください

- 段ボール箱(たて40cm×よこ50cm×高さ30cm以内)に入れる。それを超える場合は、千代田クリーンセンターへ搬入する。
- 副葬品等(首輪など)は入れない。(焼却炉破損防止のため)
- 処理料金:一体 2,000円

ごみ収集に出せないもの

■会社、商店、飲食店、農業などの事業によるごみ

- 事業者が、適正に処理する。
- 販売店が再生資源回収業者、廃棄物処理業者へ

家電リサイクル法対象品(テレビ、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機、エアコン)、消火器、土砂、石、多量のゴム、農業用ビニール、農機具、ガスボンベ、車、バイク、バッテリー、タイヤ、廃油、薬品類、農薬、毒物、劇物、塗料及びその容器、産業廃棄物またはそれに類するもの

■引越しや大掃除、家屋の解体による大量のごみ

- クリーンセンターに確認の上直接自己搬入するか、収集運搬許可業者に依頼する。

事業系のごみ

- 事業活動による可燃ごみ(生ごみ、木くず、紙くず、繊維くず)は、クリーンセンターへ自己搬入するか、一般廃棄物処理許可業者に依頼してください。その他は産業廃棄物処理業者に依頼し、自らの責任において適正に処理してください。クリーンセンターへは搬入できません。
- 事業活動によるごみは、収集所には出さないでください。